



























---

注

- 1 G7/G8のグローバル・ガバナンス上の意義の変容に関し、G20サミットの発足（2008年）後の影響等をも踏まえたシェルパ経験者の論考として、小田部陽一（元外務審議官）「G7/G8とG20：国際関係におけるその意義と課題」日本国際問題研究所『国際問題』No.60（2011年5月、4-11頁）及びBoehm, Peter（2018年のシャルルボワ会合を含む複数会合におけるカナダのシェルパ）「The Value of the G7: Reflections of a Sherpa」フランス国際関係研究所（IFRI）『Politique étrangère』（2019年夏号、61-74頁）等が参考になる。
- 2 外務省では、現在、経済局政策課のサミット企画官がG7及びG20サミット関連実務を担当する。筆者は2018年8月から翌年11月迄の間、その任に当たった。
- 3 例えば、仏大統領府HP（<https://www.elysee.fr/g7/2019/06/14/un-g7-au-format-renouvele>）及び同ツイッター（<https://twitter.com/g7fr/status/1158327330219134976>）（いずれも仏語）。
- 4 通常、これらのG7メンバー以外の参加国は、被招待国（invitee）やアウトリーチと呼ばれるが、ここでは、議長国仏が採用した呼称にならない、「パートナー国」とする。アフリカから、エジプト（アフリカ連合（AU）現議長国）、ルワンダ（同前議長国）、南アフリカ（同次期議長国）、セネガル（アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）議長国）、ブルキナファソ（サヘル地域5か国の代表）の5か国。民主主義国の中から地理的配分も考慮し、各大陸から、豪州、チリ、インド及び南アフリカ（重複）の4か国。
- 5 国連、世界銀行、国際通貨基金（IMF）、経済協力開発機構（OECD）、世界貿易機関（WTO）、国際労働機関（ILO）、AU及びアフリカ開発銀行。
- 6 にもかかわらず、シェルパ・プロセスでは、会議当日まで、本稿の対象である6件の成果文書を巡り精力的に調整が重ねられた。この事実は明記されてよい。
- 7 同大統領が簡潔な首脳宣言を発意した理由は必ずしも明らかではないが、同宣言の5項目（貿易、イラン、ウクライナ、リビア及び香港）の如き喫緊の課題について沈黙することが、G7の存在意義や影響力に及ぼしかねない損失を感じ取ったものと推察される。
- 8 G7サミットの各種文書については、「首脳宣言」、「首脳声明」、「議長総括」及び「作業計画」等さまざまな形式及び呼称が用いられてきたが、いずれも法的拘束力を有さない、政治的意思及び認識を表明する文書であると整理されている。
- 9 2018年11月に仏政府が主催した「パリ平和フォーラム」で採択された「情報及び民主主義のためのイニシアティブ」に基づく政府間の協力枠組。報道関係者への圧力や情報歪曲等の民主主義への脅威に立ち向かうコミットメントを示してはいるが、具体的な活動内容は検討段階にある。
- 10 GCFへの拠出は、日本を含め、ピアリッツ会合で先行表明しなかった国も、同年10月末の仏リヨン市における会合でプレッジを行った。
- 11 同憲章は、生物多様性の尊重、保全、回復と賢く利用する努力を謳い、「愛知目標」の実施から得られた教訓を踏まえ、中国が翌2020年に主催する生物多様性条約締約国会議（COP15）で2020年以降の国際的枠組を策定し、その後の実施を支援していくとの決意を表明している。私の呼びかけで、G7環境大臣会合の被招待国（チリ、フィジー、ガボン、メキシコ、ニジェール及びノルウェー）も署名した。